

# 東日本大震災により被災した自動車の代替として取得する自動車に係る自動車取得税・自動車税※の非課税措置について

※令和元年10月1日以降に課税されるものについては、それぞれ自動車税環境性能割・自動車税種別割に読み替えてください。

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車(被災自動車)の代わりに自動車(代替自動車)として、令和3年3月31日までに取得した場合は、自動車取得税及び一定期間の自動車税の非課税措置を受けることができます。

## 1 非課税の要件

- 被災自動車の所有者(所有権が留保されている場合は使用者)であった方が、被災自動車を抹消登録等して、平成23年3月11日から令和3年3月31日の間に代替自動車を取得すること。
- 被災自動車1台につき代替自動車1台(新車・中古車の別は問いません。)が対象。

## 2 非課税になる税と期間

- 自動車取得税・・・平成23年3月11日から令和3年3月31日までに取得した自動車・軽自動車
- 自動車税・・・・平成24年度までに取得した自動車は平成25年度分まで  
平成25年度以降に取得した自動車については、自動車を取得した年度及びその翌年度分について非課税になります。  
例:令和2年度に取得した自動車は令和2年度分及び令和3年度分の自動車税種別割が非課税になります。

## 3 申請に必要な書類

<1> 自動車取得税非課税申請書 (申請書には、「これから代替自動車を取得する方用」と「既に代替自動車を取得した方用」があります。)

<2> 滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証する次のいずれかの書類

- ア 普通自動車又は小型自動車(三輪以上)の場合  
被災自動車として抹消登録されたことが記載されている登録事項等証明書
- イ 軽自動車(三輪以上)の場合  
被災自動車として軽自動車検査ファイルから削除されたことが記載されている  
検査記録事項等証明書

## 4 その他注意点

- 自動車取得税の課税標準額が免税点以下(50万円以下)の場合であっても、被災代替自動車として非課税措置を受ける場合にあっては、自動車取得税非課税申請書等の提出が必要です。
- 所有者の方がお亡くなりになっている場合には、その所有者の相続の方が非課税の対象となります。
- 所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割承継法人が取得した自動車が対象となります。

<参考>

[詳しくは財務省ホームページをご覧ください。](#)

- [東日本大震災で自動車\(普通自動車、バス、トラック等\)が被害に遭われた方へ\(PDF\)](#)
- [東日本大震災で軽自動車被害に遭われた方へ\(PDF\)](#)

<申請手続き場所>

(代替自動車の自動車取得税・自動車税申告書の提出と同時に申請を行う場合)

- 県北地方振興局吉倉出張所及びいわき地方振興局内郷出張所

(既に代替自動車を取得されている場合)

- 最寄りの地方振興局県税部